

個人情報 個人の権利 提供者の責任

当文書は医療利用者の個人情報
1 提供者がどのように使用・伝達・開示
2 利用者による活用
の在り方についての記述です。
御目をお通し下さい。

利用者 の権利

利用者には以下の権利が法によって保証されています

- 自身の医療個人情報（以下情報とする）を印刷物及び電子コピーの形で入手する事ができる
 - 自身の印刷物版及び電子コピー版の情報を訂正する事ができる
 - 情報のプライバシーを守る形で伝達を依頼する事ができる
 - 部分的に制御を指定できる
 - 情報を閲覧した個人及び団体のリストの
 - 開示を求める事ができる
 - この文書のコピーを入手する事ができる
 - 執行代理人を指定する事ができる
 - プライバシーの侵害の疑いが生じた場合苦情を申告する事ができる
- この権利の使用方法は2ページをご覧ください

利用者 の選択肢

利用者は医療提供者がどのような場合開示可能か以下の範囲で指定する事ができる

- 家族・親族・又は友人に利用者の病状を知らせるかどうか
 - 災害援助を受けるか受けない。
 - 病院の入院患者一蘭に氏名を掲載するかしないか
 - 精神的医療を受けるか受けないか
 - 商業目的で情報を共有や売買するかしないか
 - 募金活動の有無
- 選択肢とその活用方法についての詳細は3ページをご覧ください

提供者 による 利用と 開示

提供者は以下の意図と目的のために情報の共有が許されます。

- 利用者本人の治療
 - 医療団体の経営
 - 費用請求
 - 公共安全と健康啓発
 - 医学的研究
 - 法律を守る
 - 臓器・組織提供に応じるため
 - 医学的検察や葬儀業者との協力
 - 労災、警察、及びその他の行政関係者による要請に応じる
 - 訴訟など法的手続きの際の必要事項
- 意図と目的についての詳細は3-4ページをご覧ください